

小浜市ブロック塀等の安全対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止や避難経路の確保を図るため、避難路に面した倒壊の危険性があるブロック塀等の除却または建替えを行う者に対し、小浜市ブロック塀等の安全対策事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、小浜市補助金等交付規則（昭和56年小浜市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 避難路 小浜市建築物耐震改修促進計画に位置付けた避難路をいう。
- (2) ブロック塀等 れんが造、石造、コンクリートブロック造、その他の組積造または補強コンクリートブロック造の塀をいう。
- (3) 危険ブロック塀 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された高さ80cm以上のブロック塀等をいう。
- (4) 県産材 福井県内で伐採された原木を原則として福井県内で加工した木材をいう。
- (5) 建替え 除却後に塀を設置するものをいう。ただし、建替え後の塀に県産材を見付面積の過半にわたって使用する場合に限る。

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事は、避難路に面する危険ブロック塀の除却（一部除却を含む）または建替えとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 危険ブロック塀の所有者
- (2) 市税の滞納がない者

(補助対象経費および補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が行う補助対象工事に要する費用（消費税および地方消費税相当額を含む。）とし、補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）を限度とする。

- (1) 危険ブロック塀の除却のみの場合、除却に要する費用の3分の2の額または除却する危険ブロック塀の総延長に1メートルあたり80,000円を乗じて算出した額に3分の2を乗じて得た額のうちいずれか低い額とし、その額は、200,000円を限度とする。

(2) 危険ブロック塀の建替えを行う場合、除却および建替えに要する費用の3分の2の額または除却する危険ブロック塀の総延長に1メートルあたり80,000円を乗じて算出した額に3分の2を乗じて得た額のうちいずれか低い額とし、その額は、400,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の敷地につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「対象者」という。）は、小浜市ブロック塀等の安全対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表1に掲げる関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 危険ブロック塀の建替えに係る交付申請をする場合は、危険ブロック塀の除却と併せた交付申請としなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときはその内容を審査し、交付することを決定したときは、小浜市ブロック塀等の安全対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、対象者に通知するものとする。

2 対象者は、前項の通知がある前に工事に着手してはならない。

(変更および辞退)

第8条 前条第1項に規定する交付決定を受けた対象者が申請の内容を変更する場合は、速やかに小浜市ブロック塀等の安全対策事業補助金計画変更申請書（様式第3号）に内容を確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は前項に規定する変更申請があったときは、申請内容を審査し、補助金の変更を承認したときは、小浜市ブロック塀等の安全対策事業補助金計画変更承認通知書（様式第4号）により対象者に通知するものとする。

3 前条第1項の通知を受けた対象者が、補助金の交付を辞退する場合は、速やかに小浜市ブロック塀等の安全対策事業補助金辞退届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(工事の完了期限)

第9条 対象者は、補助対象年度の市長が別に定める日までに補助対象工事を完了しなければならない。

(実績報告)

第10条 対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに小浜市ブロック塀等の安全対策事業完了実績報告書（様式第6号）に別表2に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、完了実績報告書のほか、必要な書類を提出させ、またはその一部を省略させることができる。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、申請書等の書類の審査を行い、その内容が適正と認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、対象者に対して小浜市ブロック塀等の安全対策事業補助金額の確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(交付請求)

第12条 前条に規定する通知を受けた対象者は、速やかに小浜市ブロック塀等の安全対策事業補助金交付請求書（様式第8号）により、補助金の交付の請求を市長に行わなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けた場合は、当該請求を行った対象者に対して補助金を交付するものとする。

(調査等)

第13条 市長は、申請内容等に関して必要な調査を行うことができる。

(交付の取消し)

第14条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付の決定または交付を受けたとき。

(2) その他、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて、既に交付した金額の全部または一部を返還させるものとする。

(書類等の保管)

第16条 対象者は、補助事業に係る書類等を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(個人情報の利用目的)

第17条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国および県へ提供することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 4月1日から施行する。

別表1

補助金交付申請書に添付する書類
(1) 付近見取図
(2) 工事内容がわかる図面（位置・立面・構造等）
(3) 危険ブロック塀の現況および全体等がわかるカラー写真（全景・拡大写真等）
(4) 工事見積書の写し
(5) 固定資産評価証明書等（危険ブロック塀の所有者が確認できる書類）
(6) 市税の納税証明書
(7) 同意書（様式第1-1号）
(8) 誓約書（様式第1-2号）
(9) 安全点検チェックリスト（様式第1-3号）

別表2

完了実績報告書に添付する書類
(1) 工事請負契約書等の写し
(2) 工事写真（施工前、施工中、施工後）
(3) 領収書の写し
(4) 木材納入証明書（様式第6-1号）（建替えの場合）